

●申告相談の日程表

日程	会場	イオン倉敷	総合福祉センター	サンロード吉備路	東公民館	西公民館	昭和公民館	山手支所	清音支所
1月	25	木	還付申告 全地区						
	26	金							
	29	月							
	30	火							
	31	水							
2月	1	木	還付申告 全地区						
	2	金							
	5	月							
	6	火							
	7	水							
	8	木							
	9	金							
	13	火							
	14	水							
	15	木							
	16	金							
	19	月							
	20	火							
	21	水							
3月	22	木	還付申告 全地区						
	23	金							
	26	月							
	27	火							
	28	水							
	1	木							
	2	金							
	5	月							
	6	火							
	7	水							
	8	木							
	9	金							
	12	月							
	13	火							
	14	水							
15	木								

◎申告会場を選ぶ目安◎
 ◎所得税の確定申告が必要な人
 ■還付申告をする人……総合福祉センター、サンロード吉備路、イオン倉敷
 ■所得税申告全般……総合福祉センター、イオン倉敷
 ◎農業所得(青色申告者を除く)や給与収入、公的年金の申告、市県民税・国民健康保険税申告が必要な人
 総合福祉センター、東公民館、西公民館、昭和公民館、山手支所、清音支所、サンロード吉備路

※各会場の受付時間は、午前9時から午後4時までです。
 ※会場の混雑を緩和するため、なるべく申告相談の日程表の指定地区を参考にご来場ください。
 ※申告会場へは、できる限り乗り合わせをしてご来場ください。

所得税の確定申告

市県民税・国民健康保険税の申告

2月16日(金)から3月15日(木)まで

今年も税の申告時期になりました。所得税の確定申告、市県民税・国民健康保険税の申告期間は、2月16日(金)から3月15日(木)までです。市では、総合福祉センターなどを会場として所得税と市県民税・国民健康保険税の申告相談を行います。なお、申告相談会場以外での申告相談は行いません。また、倉敷税務署では、1月25日(木)から3月15日(木)までの期間中の申告相談は、イオン倉敷ショッピングセンターで行

います。この期間中は、倉敷税務署での申告相談は行いませんので、ご注意ください。毎年、申告期間中は申告会場が混雑するため、皆さんに長時間お待ちいただくことが多くなっています。スムーズに申告を済ませるためにも、「申告の手引き」などを参考に、できる限り事前に記入していただくことをお願いします。なお、申告書は郵送で提出することもできます。

申告の必要な人

- ◎所得税の確定申告が必要な人
- ★事業所得や不動産所得などのある人で、平成18年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
 - ★土地や建物などの売却による所得がある人
 - ★給与収入が2000万円を超える人
 - ★給与以外に20万円を超える所得がある人(例：給与以外に20万円を超える農業所得がある人)
 - ★2か所以上から給与収入がある人
 - ★年末調整していない給与収入がある人

- ◎市県民税・国民健康保険税の申告が必要な人
- ★平成19年1月1日現在総社市内に居住している、所得税の確定申告をする必要がない人で、平成18年中に収入のあった人
 - ★平成18年中に収入のなかった人で、同居の人の税の扶養になっていない人(国民健康保険税の算定資料や非課税証明書の発行に必要なため)

※ただし、次の人は市県民税・国民健康保険税の申告をする必要はありません。

- 所得税の確定申告をしている人
- 1か所からの給与収入のみで、年末調整が済んでいる人
- 1か所からの公的年金等収入のみで、次の①か②に該当する人

- ①昭和17年1月2日以降の生まれで年金収入合計が98万円以下の人
 - ②昭和17年1月1日以前の生まれで年金収入合計が148万円以下の人
- 平成18年中に収入のなかった人(障害・遺族年金のみの人、失業給付のみの人など)で、同居の人の税の扶養になっている人